



1965年9月21日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時39分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである.

1	番	天	久	豪	太郎	2	番	比	嘉	定	亮
2	番	天	久	盛	雄	4	番	安	次	富	盛
5	番	石	川	真	大	6	番	仲	村	春	果
7	番	稲	嶺	正	康	8	番	石	田	英	正
9	番	安	里	安	明	10	番	又	吉	正	弘
11	番	石	川		繁	12	番	大	川		昇
13	番	伊	佐	真	得	14	番	仲	村	喜	永
15	番	宮	城	盛	昌	16	番	宮	里	敬	行
17	番	伊	佐	貞	寿	18	番	中	里	幸	助
19	番	武	島	行	男	20	番	仲	村	盛	光
21	番	古	波	誠	清						

3. 不応招議員は次の通りである.

(なし)

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長	島	袋	全	一	助役	松	川	正	義
収入役	沢	し	安	一	総務課長	奥	里	替	俊
住民課長	仲	村	春	信	民生課長	当	山	全	喜
財政課長	具	屋	好	水	経済課長	伊	佐	友	誠
建設課長	島	袋	昌	兼	水道課長	国	吉	真	義
消防団長	大	城	仁	幸					

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである.

労働組合 労働基準法 労働組合 労働組合

労働基準法は次の通りである。

一 労働者

第 1 条 労働者は労働者として労働し、その権利は労働基準法の規定により、保護を受けることとする。

第 2 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 1 号の労働者の範囲に属する。

第 3 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 2 号の労働者の範囲に属する。

第 4 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 3 号の労働者の範囲に属する。

第 5 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 4 号の労働者の範囲に属する。

第 6 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 5 号の労働者の範囲に属する。

第 7 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 6 号の労働者の範囲に属する。この場合、労働基準法第 2 条第 1 項第 6 号の労働者とは、労働基準法第 2 条第 1 項第 6 号の労働者として労働し、その権利は労働基準法の規定により、保護を受けることとする。

第 8 条 労働者は、労働基準法第 2 条第 1 項第 7 号の労働者の範囲に属する。この場合、労働基準法第 2 条第 1 項第 7 号の労働者とは、労働基準法第 2 条第 1 項第 7 号の労働者として労働し、その権利は労働基準法の規定により、保護を受けることとする。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

議事日程は次の通りである。

一 設 質 問

議 長～出席議員11名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。

議 長～4番、10番、14番、20番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午前10時54分)

議 長～只今より一設質問に入ります。

議 長～8番議員よりお願いします。

8 番～新市長になられた島袋全一氏の市政方針にもうたわれておりますように、商工業者を育成して行くという事ですが、この商工業者の育成という市政方針にも一応ございしますが、どの様な政策をお持ちであるか、これをお伺いしたいと思います。

市 長～お答えいたします。商工業に付きましては都市計画が進むにつれて各商店や会社が発展して次第に拡張される訳であります。これに対しては従来も行われている商工業の育成策もずっと継続する。更に商工信協の設立の問題も前からもお話も聞いておりますが、現在の商工業者の方々が充分にそこまで行つて居ないんじゃないかという事を考えておりますが、すや商工信協を作つて金融問題を解決するという様な事は今現在は考えておりませんが、将来は信協を設立させて商工業



者の金融面をこれに因りたいと思っております。又これを立てるべく各商工業者の方々が下からもり上げる様にして始めてこういつた商工信協というものが設立される訳でありまして、商工業者の今後のふん起をお願いしたいと思っております。次に沖福信用協会の問題ですが、これは最も先決な問題であるんじゃないかと思っております。これに対しましては私まだ詳しい資料も集めておりません関係で本年度予算には計上してないけれども来年度当りからこれの予算も計上して信用協会との取引の問題を研究して行かなければいかんと思っております。もち論これは福工会の役員とも良く話合つた上でこの問題を出来るだけ早めに利用来る様な態勢作りをしていきたいと考えております。以上でよろしゅうございませうか。

6 番～拝聴しました所大要とりつばな政策をお持ちはば重にか  
なう様な気が致します。更に引続いてもつと具体的に  
質問をしてみたいと思つております。商工業者はさ承知の  
通り何と申しましても経営資本そのものが大きな生命で  
あります。本市内には各銀行支店、或は農協の金融機関  
そいつた様な機関がありましてそれぞれ中小企業者  
においては、そういう金融機関からの融資そのものを利用  
されて若々各事業の進展に努力はしてあると思つて  
おります。私が暫にこの下の(1)(2)の信協問題或  
は信用協会の問題を出しましたのは従来の定例会におい  
て、前市長当局にもこの点極力私或は他の議員からも色  
々と質問或は具申なんかしじやないかなと思つて  
暫にこの商工信協の問題は3~4年前から普天間を中心  
とした所のいわゆる宜野湾市一円それから隣村の浦添村  
を包含した所の商工信協を作るんだと云う気運があつた  
かに覚えております。ところが、3~4年前の当時の障害があ  
りまして聞く所によると云うとコザには、コザ信協があ  
りますが、このコザ信協がこの辺まで手を伸ばすと云う様  
な話も聞いております。そうなると折角の宜野湾市と云  
われたこの1円において他の信協が割り込んで来る  
う事はどうもこれはどうかと思つております。そういう



意味において当局と致しましては宜野湾市1円の各商業者に語つてすみやかに商工信協を設立させる様な指導対策は持つてはいないかどうか、新聞面にもあります通り特に今年度におきましては各銀行とも定期預金がばう大に増加しておるとそういう意味合で金利まで引き下げようかと云う様な記事まで載つております。そういう各銀行の部分同ではありますが、そういう面においては資金はたぶつておると、云う事から考えましてこの際中小企業特に零細企業者の為のこの商工信協を早急に作るんだと作らすんだと云う事はないかどうか、そういう面の対策はないかどうか、それから2番目の沖縄信用保証協会これも3月頃でしたか定例会にも私しこの問題を持ち出して今年度からは本市と致しましては加入する意志があるか無いかを確かめた所充分検討の上極力加入する様にと云う返答であつたんだが、コザ市は多分この加入金が2000Fもないし、3000Fもじやなかつたかと思つております。那覇市、宜野湾市、石垣市、平良市それぞれ沖縄信用保証協会に加入して、そして各銀行からも才入担保としての信用協会への保証している様な契約であります。こういつた様なこの2点から致しまして商工業者の相当の事業運営が助かつて行くんじゃないかなと云う面からしまして、この質問をしている様な訳です。それでももう1度申上げますが商工信協についての設立の指導対策はお持ちじやないかどうか。それから先程市長も申されていたんだが本年度においては、沖縄信用保証協会に加入する予算には組んでないんだが、私しと致しましては更正予算があつた場合にでもこういう事は考えられないかどうかを説明して頂きます。

市長～何を申しまして、商工信協の問題は充分必要であるという事は認める訳であります。しかしながら現在の青天間、取は宜野湾におきましては商工業者自体のもり上がりはまだないんじゃないかと云う事を考えて、現在の所ないと申し上げた訳でありますけれども、これは早めに立する様に私もやりますが商工業者の方々も充分そういう懇切作りをしてもらいたいと思つております。何と申





しましても町の形勢が元分なされて始めて商工業が発展する訳でありまして民間金融に頼らずして正興の金融企業をする事によつてお互いにもうかる商売が出来生活出来る訳でありますので出来るだけそういう体制作りを早めにやつてもらいたいと思います。又保証協会の問題に對しましては先も申し上げました様にまさういふた資料が乏しくなくて研究しておりませんが、出来るだけ御意志に添つて補正予算でもという話しがありますが出来るだけそういう様な事にしたいと考えております。

8 番～要領事項として申し上げます。只今の市長の方針を充分辨しませて更に要領致しますが、極力商工信協の設立の問題は地域商工業者の実態を再調査されて早急に設立可能な限までござつて頂きたい。向2番の商工信用保証協会に付ましても、これも予算に關係致しますのでとくと検討されて実現されて商工業者を喜ばせて頂くと言成して行きややくと云う面でも要領致します。2番目でございますが、2番目は即ち昨日現在における所の宜野湾市の財産（取得管理）及び処分に関する条例の現金に関する状況でございます。このプリントからしますと各銀行別に總合計におきましては9月20日現在において127,000ドル余りあるという事になつておりますが、各金融調別の合計が私は知りたかつたんですが、

市長～この件に付ましては今プリントで資料をお上げてありますが、各金融調別にはまとめてありませんのであと習くこれをまとめてからお配り致します。

8 番～と申しますのはですね、結局沖銀・りゆう銀・商研農協南洋相互三銀行と中央相互銀行とこれ条例によりまして現金保管させる事に条例改正にもなつておりますが、私の意とする所は各銀行別の預託の額の比率案分、これは実は知りたかつた訳なんです。結局農協に懸額いくらとこれは日毎別にこれはなつておりますが、總合計において農協にいくら、りゆう銀にいくら、沖銀にいくらとそう云つた様な案分状況、近いから農協が多いんだと、遠いから沖銀は少いんだとかそういう事はじやないだろう

と尋んですが、その頃の事を——収入減でんたふ  
つと聞いて見ます。

収入減—今の資料は出してありませんが分科会まで来ておりましたが、別に報告に言ましても異なるお金の金額に公平に云うお金はありますが、しかしこれは事務費が~~配~~配するお金の事をいって其の所は言えてありません、なぜそう申し上げるといいますと増進の金額もありません、それから大分金は必要に応じてお返しを以て返してあります、それから王として本選料を付すね、本代これの天候に因るために減額してあります、それから事務には普通それ以外のすべての天候は普通から、こういうお金の万が一減額はしてあります、それから伊勢の組合には政府の~~配~~配分があまりありませんが、その配分は全部減額を以て来る訳です、それで伊勢に伊勢は専断に減額にたると言います、向かうの組合にはその其の工務費とか多額の組合に伊勢から取り込む、そういう事を伊勢の組合から云うて減額してあります。

④ 近—減額資料はワウと減額この二つです。

収入減—減額資料は瓦葺と減額しては、ワウと減額と云うことになつてあります、これは伊勢の組合に伊勢の組合のワウと減額と云う事になります、一応ワウと減額から手立て金を取つて行きます、それで減額に付する場合にはワウのワウと減額と云う減額に付するものでどうしてワウと減額に又付して付すればと云うことは出来ませんので減額に減額してあります。

⑤ 近—はいと申した、中央銀行はこの減の減額に減額の収入状況、減額はこの減からすると1000円を減らしと申すんですが、これは減額資料の減と云う事になる訳です。

収入減—これは王として減額は減額料金であります、六つと申す分の減額料金を付すね、いわゆる本選料に取ら本代を本選料から引きましたので2000円と取り引きました。

と思うんですが、その辺の所をお伺い収入役さんにちよつとお伺い致します。

収入役～今の資料は出しておりませんが今計算させております。特に預金に付ましては出来るだけ各金融機関に公平にと云う考えはありますが、しかしこれは事務能率をり害する様な事をしてまで今の所は考えておりません。なぜそう甲し上げるかと云いますと地理的な問題もあります。それから大体預金は必要に応じて引き出しを予想で預けてありまして、りゆう銀には主として水道使用料です。水代これの支払に当てるために預金しております。それから農協には普通それ以外のすべての支拂は農協から、こういう様な考え方で預金はしております。それから沖銀の場合には政府の公取扱いがありますけれども交付税は全部沖銀を通じて来る訳です。それで非常に沖銀は多額の預金高になる訳です。向こうの場合にはその外の工事費とか多額の場合には沖銀から払い込む、そういう様な事務的な面から考えまして預金はしております。

8 番～軍用地料はりゆう銀と農協この2つですか。

収入役～軍用地料は宜野湾と致しましては、りゆう銀だけと云うことになっております。これは当座扱いには出来ませんのでりゆう銀1本だけと云う事になりますが、一応りゆう銀から予定して金を取つて行きまして、それで支払いがある場合にはすでに夕方の5時6時と云う様な時間になりますのでどうしてもりゆう銀に又持つて行かなければと云う事は出来ませんので農協に預けております。

8 番～はい分かりました。中央相互銀行はこの間の条例改正で現金の1割状況、払込額はこの額からすると1000Fも余りとしかないんだが、これは水道料金のみと云う事になる訳ですね。

収入役～これは主として預金は水道料金であります。去つた7月分の水道料金をです。いわゆる水道公會に払う水代を水道料金から引き出しましたので10000Fも余り引き出しま



したので10000ドル余り引き出しましたので急激に減つて  
おりますが、この現金高と云うものは毎日變ると云つて良  
い訳なんです。今日は見視つてないんじゃないかと云う事  
は云えない訳なんです。いわゆる入る場合があるし、出る  
場合がありますのでして1日のものではちよつと比較は  
出来ないんじゃないかと云うふうに考えております。1ヶ  
月の平均とか云う様なことであれば別ですけども、中央  
相銀の場合にはずっと今までは引出しはしてなかつたん  
ですが、去つた7月分の水代を10000ドル以上引出したので  
減つている訳で今後事務上いちいちそれまで計算して配分  
すると云うことになると非常に事務能率が低下しますので  
そこまではちよつと考えてはおりません。

市 長～合計額の方は後でお知らせしたいと思います。

議 長～12番の大川議員の質問に移ります。

12番～私の質問は市政方針全般に渡つて沢山質問を持つておる  
訳でございますが、この各議員から出された質問の中に私  
が考えておる質問が沢山ございますので特に私がお聞きし  
たいと思つている3点についてお願いします。市長の市政方  
針で都市計画についてすでに家屋が立つている地域におい  
ては現状を充分に調査検討すると云うふうにうたわれてお  
ります。湯島が現に自分の屋敷でありましてそしてそこに  
立つておる家屋が古くなつてぜひとも高級建築にしたいと  
云う所がございますが、この住居地域がすでに都市計画道  
路に含まれておると云うので建築認可が有りず非常に困  
つておると云う場所が沢山ございますが、市長～として今  
後こういう時点におきましてどういふ都市計画を進められ  
て行くかどうか、その点を第1番目にお伺いします。

市 長～お答えします。この問題は市政は市民の生活向上と福利増  
進を図る事が最も重要であると云う事を前もつて基本方針  
にしております。それで今ご質問頂きました点に付まして  
はマスタープランがあつて建築も出来ないと云う様な場  
合にどうするかと云うご質問だと思つておりますが、これに

せよして先分調査材料とする或る程度、その任務が  
或はそのマスタープランに於いての考え方はそのマス  
タープランの考え方を先導していないからそういう部  
が起るものやないかと云つておりました、又彼等がそこ  
に立つた場合にはこのマスタープランを改良しなければ  
いけないにやりますので今まで無用無益な場合に  
ては注意になるから許さないと云う様な事もあつた  
であります、今暫くの間と致しましては、このマスター  
プランを調査材料すると共にそしてその資料が必ずそ  
こでなければならぬと云う様な事であらばこれの材料も  
多量であります、又その場合は、**佐藤**氏もどういふ様な  
事までこれが進められておるか、こう立つたものを  
してその調査の材料として使をせんとかする事になる  
んじやないかと云う事です、これはエドトに申しまして  
そのマスタープランによつて調査材料が**佐藤**氏されると云  
うような事にもなつた場合には調査に關するんじやないか  
と云うことを申し上げた事であり、又今調査材料が  
多くです、マスタープランに於いては調査が加工される  
所は多めにやつて行き、そしてすでに調査が立ち上  
りである場合は調査にして調査はこれにたつた事だ  
と云う事とつた方がせんじやないかと云つてお  
り、今の調査をせらうとするが難いといふ事  
としては、その調査を先分調査し、そしてその調査の  
資料を先分調査してこれを調査したといふ事であり、

1.2.2.1. 佐藤氏に調査材料は現在までお集まりを持つてやつて  
おつたものを今では市民の方になつてから行なう事で  
やめてアスファルト、道路に切り変ると云うように調査  
が用立てられておりますが、この調査、**佐藤**氏に調査して  
らいたい。

佐藤氏にこれに於いては別に資料の調査材料についてであり  
ます、調査を調査したみに用が得るとして行なう事  
にいつばいになる、これとくり返しておつたんで、  
つまでも調査は調査されたい事であり、これを  
する事は、調査材料でアスファルトの調査に於いて

付ましては充分調査検討すると云う事は、その住民が或はそのマスタープランに対しての考え方は市のマスタープランの考え方を充分知っていないからそういう事が起こるんじゃないかと思つております。又家屋がそこに立つた場合にはこのマスタープランを変更しなければいけない事になりますので今まで家屋建築する場合にこれは道路になるから許可しないと云う様な事もあつた訳であります。今後問題と致しましては、このマスタープランを充分検討すると共にそしてその家屋が必ずそこでなければ建てないと云う様な事であればこれの検討も必要であります。又その地域個屋自体がどういふ様な考えでこれが進められておるか、こう云つたものを検討してその建築の許可をして家を造らすとか云う事になるんじゃないかと思つております。これは工がいに申しましてそのマスタープランによつて都市計画が影響されると云うふうな事にもなつた場合には非常に困るんじゃないかと云うことを申し上げた訳であります。又今現在建物がなくてすやマスタープランに合わせて道路が施工される様な所は早めにやつて行き、そしてすでに家屋が立ち並んである場所は後回しにして将来はこれにつながるんだと云う方針をとつた方がけん明じゃないかと思つております。今の建物を作ろうとするが建てられないと云う事付ましては、その現場を充分検討し、そしてその住民の意思を充分聞いてこれを解決したいと思つております。

12番～2番目に道路補修は現在まで石粉撒布を持つてやつておつたものを今後新市長の方針になつてから石粉撒布をやめてアスファルト、道路に切り変えると云うふうに構想を打出されておりますが、この財原色々構想を説明してもらいたい。

市長～これに付ましては特に市街地の道路補修についてであります。石粉を撒布した為に雨が降るとすや流れて排水こうにいつぱいになる。これをくり返しておつたんではいつまでも道路は整備されない訳でありますのでこれを出来るだけ年次計画でアスファルトの本装に変えて行くと





云う訳でありましてこれの予算に付ましては毎年今までの約10000ドル内外の予算が取られておりますが、これは市の予算だけではどうしても全市の道路をアスファルトする事は不可能でありますし、又長い年月を有しますのでこれを受益者側も市民も一緒になつてこれを作るんだと市民も受益者側も出し合つてその道路の補修をアスファルトに切り変えして行くんだと云う事を考えております。これはその受益者側の分担に付ましては今から計画をして行く訳であります。例えば市で10000ドルの予算を組めば1段が5~6000ドル持つとか、或は10000ドル持てば20000ドルの工事が2ヶ年で終りますので年月においても半分が出来るとこれを年次に進めて行けば早めに解決されるんじゃないかと考える訳です。

12番~3番目に3市村の合併について基本的には賛成であります。種々な問題が發達してござりまして早期実現は不可能であると市長は発言されておられます。どう云う所が發達してあるか、その具体的な所を説明をお願い致します。

市長~これは早期と云う字くの鮮しやくにも色々問題があるんじゃないかと思つてますが私が早期と云う事は今すぐと或は年内にと云う様な事を私考えまして早期を入れた訳でありませう。それで多くの問題がさくそうすると云うことは住民がまだその合併と云うことに対して充分に考えられてない。又市当局としても住民にこれを納得させられてない。云う点も挙げられますし、又去つた議会におきましても万場一致の決議がなされてなかつた事も考えております。それから色々3市村の立地条件の問題とか色々違ひまして各3市村の住民の意思を充分納得させていかなければ合併は不可能じゃないかと云う訳でありまして、色々問題が小さな問題とか、或は大きな問題が住民間にあるんじゃないかと思つております。これに付ましては早めに市と致しまして住民にこれを良く理解をさせる事が最も大きな問題であるんじゃないかと思つて、又中城・北中城とのその他の問題について例えば、観光事業にしろ或は火そう場の問題にしろこういつたものから早めに解決して行つてお互い



の3市村の住民の意思が理解によつて、こういうものは進められて行くんじゃないかと考えております。別にこの早期と云う事を何時に持つて行くかと云うのが問題でありまして早期と云う言葉はすぐ1~2年の内には出来ないと云う様な事でありまして。

12番~結局議会の調協一致の線が出ないと合併は不可能と云うふうに受取つてよろしいですか。

市長~これについてはですね、もち論議会の調協一致を望む訳でありますけれども、住民が合併してよいと云うその時期のむらがりを見て議会でもお決めになつたら良いんじゃないかと思つております。

12番~決つた議会において当該議会においてはすでに合併は促進すべきであると云うように決議を出したと考えておりますが、その点はどういうふうにお考えですか。

市長~これは良く承知しております。しかし先きも申し上げました様に各市村の立地条件とか、或は住民の意思が充分固まつていないので今まで決められた議会の方針に沿つて出来るだけ早めに努力して行きたいと考えております。

12番~それから財政の強化について滞納金47000ドル余りの滞納金は早急に整理なさるか、そして不心得の者については滞納処分を行うと云うふうに云われておりますが、この件については滞納処分をすると云う公約をして頂けますか。

市長~出来ます。

12番~もう一点お聞きします。不年度の事案として現在まで議会が色々と考えて来ております。伊佐浜の埋立事業について全額ふれられてないと云うように私は見ておりますが、この問題についての説明をお願い致します。



市長～お答えします。この件に付ましては、私甚だ非常に關心を持つておる訳であります。市政方針にはふれてなかつた訳でありますけれども、これは最も本市として重要な問題でありますし、又国土開発と云う意味から致しましても是非これをやらなければいかないと云う事は考えております。又議会におきましても前年度からこれに取込んでおる事も知つております。それで今年度の市と致しましては調査費を2500万円計上致しまして順勢の調査をして市独自の埋立の計画を進めて行く考えであります。これに付ましては政府の補助金或は日政援助を折衝致しまして早期に実施したいと考えております。本土からの長期融資も考えられますので資金面については出来るだけ政府補助でありますけれども、長期融資の低利資金を考えましてこれを奨励したいと考えております。又本年度の政府予算におきましては約250万円の予算が計上されておりますけれども、これと平行致しまして出来るだけ早めに内定調査をなして市自体の埋立計画を早めにやりたいと考えております。

議長～15番議員の質問に移ります。

15番～質問致します。広報の挨拶状の中で水道事業の促進という事がありますが具体的に説明をお願いします。

市長～お答えします。これに付ましては宜野湾市が下水道事業の指定市にもなつておる訳であります。又私共の市におきましては、復興途上にありましてこれは上水道計画と道路計画とも関連致しますので早期に実施したいと市政方針にもうたつた訳であります。特に那覇清瀬宜野湾コザの下水道計画がなされておまして、コザは現在工事を実施している最中であり、那覇も近く施工されるんじゃないかと思ひます。軍の計画によりますと伊佐既の伊佐下原にも老よう化設備の計画が進められておりますこれは2年前に私は聞いております。そう云つた様な所もありまして市の不市と致しましても都市形態になる不市と致しましては、上水道と下水道又はそう云つたものを平行してやつて行つて、そして衛生的にもりつば

町作りをする事によつて本市が進展するんじゃないかと  
思つておられます、この予算に付ましては何の予算であり  
ますので今後調査を願つて行きたいと思つておられます。

15番～しからは、その市長が賛成すると思うその下は、そのもの  
のは、いわゆる各部署の現在ある所の下水道の事業では  
なしにいわゆる国政が負担してある所の下水道にする  
という事でありませぬ。

市 長～はいそうです。

15番～これ具体的に資料がありましたら議会にも提出して頂き  
たいと思つておられます、これは私が聞きたかつたの  
は各部署のそう云つた様な下水道事業の実際というふう  
に考えた訳でありませぬ、これは特別にも調査ありまし  
たけれども管線が全部アメリカの管線になつております  
もちろん日本政府の援助もありますし、アメリカの援助も  
ありました、地味負担とかそう云つた事が大抵前の  
問に出ておりましたけれども、まだはつきり充分にはつ  
かんでおりませぬので特別にそういつた資料がありましたら  
議会にも届つて頂きたいと思つておられます。

市 長～これの具体的な資料に付ましては、まだ私も見ておりませ  
ぬけれども国政方面として下水道の事業をするんだと云  
う事でまだ具体的な計画とか、或は又資料は持つており  
ませぬ。

15番～本件に關しまして今の助役の事務代理時代に疑問があつ  
た様な感じがありましたけれども具体的な資料もありませんか、もしこの  
資料なり或は、計画なりありましたら、直に調査にもこの資料を届つてもらいたい事を  
お願ひします、併せて賛成したい訳でありませぬ、私が出して  
あるこの私の考えてある下水道と云うものは、各部署の  
下水道を私は考えておりますので、この事を市長の御意  
なりもしにございましたら聞かせてもらいたいと思つてお  
願ひします。

附作りをする事によつて本市が拡張するんじゃないかと思つております。この予算に付ましては算の予算でありますので今後折衝を絶つて行きたいと考えております。

15番～しからば、その市長が実施すると云うその下水道そのものは、いわゆる各部落の現在ある所の下水道の意味ではなしにいわゆる民政府が計画しておる所の下水道にするという訳でありますね。

市長～はいそうです。

15番～これ具体的に資料がありましたら議会にも提出して頂きたいと云う事を要します。これは私が聞きたかつたのは各部落のそう云つた様な下水道事業の実施というふうに考えた訳であります。これは新聞にも出ておりましたけれども管理が全部アメリカの管理になつておりますもち論日本政府の援助もありますし、アメリカの援助もありました。地元負担とかそう云つた項目が大部前新聞に出ておりましたけれども、まだはつきり充分にはつかんでおりませんので当局にそういつた資料がありましたら議会にも配つて頂きたいと云うふうに考えております。

市長～これの具体的な資料に付ましては、まだ私も見ておりませんが、たゞも議政方面として下水道の推進をするんだと云う事でまだ具体的な計画とか、或は又資料は持つておりません。

15番～本件に關しまして今の助役の取替代理時代に説明があつた様な話しがありましたけれども具体的な資料もありませんか。もしこの骨身真なり或は、計画書なりありましたら早速に議員にもこの資料を配つてもらいたい事を要します。併せて質問したい訳であります。私が出してあるこの私の考えておる下水道と云うものは、各部落の下水道を私は考えておりますので、この辺を市長の構想なりもしございましたら聞かせてもらいたいと云うふうにお願ひします。



市長～各郡の下水道と云いますと排水こうの事ではありませんか  
(1号番、そうでもありますと呼ぶ)

排水こうの用にせましては、市計課又は保健課でこれも願くやつて行く事でもありますけれども、特に各買間の長官は今現在等しておる部屋じやないかと云いますが、これは出来るだけ各郡の排水こうの設備をやつて行きたいと考へておりますけれども今どこをどうするかすると何時までにやると云う様な事までは今やつておりません、出来るだけ早めにやりたいと思つております。

1号番～市長もまだ説き及ばない所でもありますので、あつちこつち見聞はなされてないと思ひますけれども、幸いに市長の御事もありまして、各郡を完全に調査検査しまして早急にやつてもらいたい事を願ひします、大規模な地味にする、それから道路にする、管地溝それから埋め立てにする等と云う事と云つて長い事を言つておりますので充分注意をされて大規模な事をやらなければならぬという事は絶対に致しまして出来る限り市長の御事をお聞きになりまして出来る所から早急にやつてもらいたい事を願ひ致します。

市長～既にあります、佐賀地域の調査とありますが、具体的に何を願ひ致します。

市長～この佐賀地域の調査と云う事については、市計課と保健課等によつて行なされる事でありまして、早急を考へております佐賀地域の調査と云うのは、早急でどこかに調査する事じやなくして今現にこうな地とか成住地とか、成住地があれである、近い所に区域調査が出来ると云う事であつておる所の場所を早急に区域調査をし、調査結果を作つてすれば、そこに早急な佐賀地域の調査されるんだと云う様な事であつてこれぞうだつた事でありませぬ。

1号番～具体的にこの地域がどうすると云つた様な計画はあつちこつちありませんか。

市長～まず2地区こちらの方でありますので、これが本町の

市長～各部落の下水道と云いますと排水工場の事ではありますが  
(15番、そうであると云ふ)

排水工場の問題に付ましては都市計画或は区画整理でこれも順次やつて行く訳でありますけれども、特に各質問の要点は今現在指導しておる部落じやないかと思ひますが、これは出来るだけ早めに各部落の排水工場の設備をやつて行きたいと考へておりますけれども今どこをどうするかと何時までにやると云う様な事までは今やつておりません。出来るだけ早めにやりたいと思つております。

15番～市長もまだ就任間もない訳でありますので、あつちこつち見聞はなされてないと思ひますけれども、幸いに市長専用車もありますし、各部落を十分に調査検討致しまして早急にやつてもらいたい事を要望します。大副名地域にしる、それから具志吾にしる、宇地泊それから現新城にしるはほとんど皆無と云つて良い様な状態ありますので充分検討なされまして相当大きな予算でなければならぬという事は後回しに致しまして出来る限り住民の要望をお聞きになりまして出来る面から早めにやつてもらいたい事を要望致します。

次に移ります。住宅地域の造成とありますが、具体的に説明をお願い致します。

市ダ長～この住宅地域の造成と云う事に付ましては郡計と区画整理によつて自らなされる訳でありまして、私が考へております住宅地区の造成と云うのは新らしくどこかに造成する訳じやなくして今現にこうぶ地とか或は山とか、或は畑畑があれである。近い内に区画整理が出来ると云う事であつておる所の場所を早めに区画整理をし、或は道路を作つてすれば、そこにおのずから住宅地区が造成されるんだと云う様な事でこれをうたつた訳であります。

15番～具体的にこの地域がどうすると云つた様な計画はお持ちじやありませんが、

市長～まず第2地区こちらの方であります、ここが本年度の

事業として建設が計画されております。それに平行致しまして区域整理事業に入りますのでそう云つた事もなくなるのはそこじやないかと思っております。それから大田方面域は大田名栗原方面にもあくそう云つた事を認めて行けばおのずから住居地域の建設が出来ると思つております。それから津田地域におきましても建設さえ進めばりつばな住居地の建設が出来る可能性があると見えております。

15番～これと関連すると思ひますけれども軍用地の建設計画をやりたいと云う考えはありますか。

市長～これについてはまだはっきりした市庁の軍用地関係は調査すべきであると云つた様な事がまだはっきりつかんでおりませんのでまだ考えておりません。

15番～この質問は申します、  
公共用施設の建設の件を具体的に説明をお願いします。

市長～公共用施設の建設の件につきましては、本年予算にも出してあります。保健所設置をするためにどうしても現在の庫前地では作られませんのでこれを地味強引してこの保健所を本年中で建設すると云う事があります。又おもしろい所ですか、出来たらしい地区の保健所用地が市で提供するという事になつて居る様であります。これの用地それから子供のおもちゃ遊場の用地を確保して将来子供のおもちゃ場を作るとか、或は保健所を三次区内で作て行くとか云う様な考えでこれを調査してあります。

15番～この保健所の用地は大体分る訳であります。この3区のですか、3区にしましても大抵の土地に供してしまつてもこれからありますし具体的に郷々三区地区は今暫くされつつありますが、これと関連致しましてこの公民館用地などを確保すると云つた様な事も計画されておりますか。

事業として道路が計画されております。それに平行致しまして区画整理事業に入りますのでそう云つた最も先になるのはそこじゃないかと思っております。それから大山方面又は大船名真栄原方面にもちくちくそう云つた事を進めて行けばおのずから住宅地域の造成が出来ると思っております。それから野だけ地域におきましても道路さえ進ればりつばな住宅地の造成が出来る可能性があると見えております。

15番～これと関連すると思えますけれども軍用地の開放事情をやりたいと云う考えはありませんか。

市長～これについてはまだはつきりした市内の軍用地関係又は開放すべきであると云つた様な事がまだはつきりつかんでおりませんのでまだ考えておりません。

15番～この質問はお終ります。  
公共用地の確保の件を具体的に説明をお願いします。

市長～公共用地の確保の件に付ましては、本年度予算にも出してあります。保育所設置をするためにどうしても現在の市有地では作られませんのでこれを是非孤張してこの保育所を本年度で建設すると云う事があります。又新しい昨年ですか。出来た新しい地区の事務所用地が市で確保するということになつている様でありまして、これの用地それから子供のおそび場等の用地を確保して若米子供のおそび場を作るとか、或は保育所を年次計的に作つて行くと云う様な考えでこれを出す訳であります。

15番～この保育所の問題は大体分る訳ですが、この3区のですか、3区にしましても新設の土地に致しましてはこれからでありますし具体的に第2工区地区は今着手されつつありますが、これと関連致しましてこの公民館用地などを確保すると云つた様な事も検討されておりますか。

市長〜第2地区の区長選理等につきましてそういう事を考えてお  
ります。

15番〜次の質問に答ります。農地の確保に必要の資金について詳しく説明をお願いします。

市長〜この問題につきましては、農業を奨励するには必ず資金に  
よる農業をしなければいけないとあります。かん水  
に申しますと出るだけ力を省いて農業すると云う事であ  
りますが、これを進めると云う事が最も大切でありま  
してそれをやるにはどうしても何らかの農業を進めなけれ  
ばいけないと云う事があります。それで農業を奨励する  
ためには農地の確保が最も重要であります。現在の  
農地は100坪から2〜300坪の非常に狭い農地が  
ありまして農地の計画もなされてないし非常に農業  
に持つて行くには不便な農地の状態でありまして、こ  
れは本州政府におきましても或は県の政府におきまし  
ても昭和30年からこれを計画し始めております。けれど  
も計画においては資金を認められないような状態であ  
ります。我々の市でも2ヶ所だけになるかと聞いてますが、その  
2ヶ所をハイコット地区に指定されております。けれど  
もその後これが認められておりませんので是非これを進  
めて行きたいと思っております。これをすることによ  
つて生活費の負担が軽減される事でありまして更に  
農家の収入を拡大して行くという事にならざる事であ  
りますのでこれを進めて行きたいと思っております。これの  
資金問題につきましてはほとんどローリーント政府の予  
定でまかしますので出る事と思っております。

15番〜この問題は日本本土でもさうとう問題になつてある問題  
であります。即ち財政資金と云うものは各府は非  
常に困難でありまして、我々もさういふ事に陥つて  
いるので、私が候補者が資金を貸付する様に農民の  
6割を借りてて行くという事と資金を農家の資金の  
確保をして行くんだと云う事と云つてあります。これは  
何を奨励するかと云う事でありませんが、日本本土が100

市長～第2地区の区画整理等に付ましてそういう事を考えております。

15番～次の質問に移ります。農地の構造改善事業の推進について詳しく説明をお願いします。

市長～この問題に付ましては、農業を復興するにはまず真先に鋤刀農業をしなければいけない訳であります。かん畢に申しますと出来るだけ力を省いて農業すると云う訳であります。これを進めると云う事が最も先決であります。それをやるにはどうしても機械化農業を進めなければいけないと云う訳であります。それで機械化農業を進めるには農地の構造改善が最も必要であります。現在の農地は100坪から2〜300坪の非常に細かな農地でありまして道路の計画もなされていないし非常に機械化農業に持つて行くには不便な農地の形態でありまして、これは本土政府におきましても或は神島の政府におきましても数年前からこれを計画を進めております。けれども神島においては申す進められないような状態です。我々の市でも2ヶ年位いなるかと思いますが、志真志の耕地をパイロット地区に指定されておりますけれどもその後これが進められておりませんので是非これを進めて行きたいと思つております。これをする事によつて生産費の軽減が図られる訳でありまして増産をして農家の収入を拡大して行くと云う事にならざる訳でありますのでこれを進めて行きたいと考えております。この資金面に付ましてはほとんど80パーセント政府の予算でまかないますので出来る事と思つております。

15番～この問題は日本本土でもさうとう問題になつておる問題であります。即ち構造改善事業と云うものは名前は非常に精悍でありますし、我々もさういふように理解しております。処が故池田田首相が国会で答弁する様に農民の6割を張りすてて行くと云う事と合せて農業の構造の改善をして行くんだと云う事を云つております。これは何を意味するかと云う事ではありますが、日本本土が100

第一エントの貿易自由化を目標にして日本本土の農業の  
制度を転えて行つていゆる農業の資本主義化は必ずしも  
天う事を一つの目標にして行つておる訳ではありません  
事案そのものがその弊害が日本本土で起つてその  
ハイリット地区の基盤が起つております、この今た  
だ非常に懸念して沖島の農業は一部の労働者と  
天うそのものも非常に結合してあります、処が更にこの  
1000万ある農業をこの日本本土政府が助めて行つて  
いる様な状態を維持するのくるいからしめますと天うと、こ  
れを切り捨てて行くと、そうして海外農業から農産物  
輸入して行つては消費量が減つて行くところいうド  
ぶうに突進に現れつつある訳でありますがこの神話で今  
天う所の経済政策の具体的な内容がなりそういつた  
成は市長さんがお考えになつておられる事を笑話にこうだ  
と天う資料がありましたらこの資料を添付してもらいた  
いと願つておます、そうして宛先に郵送の行く様に  
してもこの経済政策の本質というものを知りた  
と天うぶうに考えておますのでもし具体的なところ  
うに郵送するんだと宛先は経済政策を定めた  
はどういうふうになるんだとそういう具体的な  
スケジュールなり内容なりがありましたらこの資料を添  
付して送りたいというふうに思つておます。

市 長～これに付ましては非常にむづかしい問題でありまして農  
民が土地を失ふ事ともち懸念して居ましたからといつて  
行くに於てはありませぬけれども、自分の耕地という  
ものは非常に貴重であるという事もありまして、又この  
事案と天うものは非常に大きな事案でありまして、佐島  
との話し合いというものがなされておるからこれは出来る  
訳であります、又この問題に付ましては今おつしやられた  
具体的な資料を添付して佐島にも知らせ、そして郵送  
の上にはか得られない様でありましてまだ具体的な資料は  
付つておりませぬのでこれを添付して知らせたいと思つておます。

1.5番～4番の質問ははぶきます、5番もはぶきます、各議員の

パーセントの貿易自由化を目標にして日本々士の農業の構造を変えて行つていわれる農業の資本主義化集団化と云う事を1つの目標にしてうたつておる訳であります。事実そういつたものがその弊害が日本々士で起つてそのパイロット地区の返上運動が起つております。この今ただすら非常に雇用関係で沖縄の農業或は一辺の労働者と云うそのものも非常に低賃金であります。廻が更にこの10何万かある農業をこの日本々士政府が進めて行つていふ様な構造改善事業のくるいからしますと云うと、これを切り捨てて行くと、そうして基幹農業から農業人々を離して行つて雇員形成して行くところいうとどういふふうになるか。実際に現れつつある訳でありますがこの沖縄で今云う所の構造改善事業の具体的な写真なりそういつた事は市長さんがお考えになつていふ様な実際にこうだと云う資料がありましたらこの資料を添付してもらいたいと思つています。そうして十分に納得の行く様に私と申してこの構造改善事業の不買というものを抑りたいと云うふうにお考えであります。でもし具体的なこういふふうに構造改善するんだと或は構造改善事業を進めた結果はどういふふうになるんだとそういう様な具体的なスケジュールなり写真なりがありましたらこの資料を是非添付して頂きたいというふうに思つております。

市長～これに付ましては非常にむづかしい問題でありまして農民が土地を愛する事と申すも土地を譲渡したからといつて無くなる訳ではありませんけれども、自分の耕地というものは非常に愛着があるという事もありますし、又この事業と云うものは非常に大きな事業でありまして、住民との話し合いというものがなされて始めてこれは出来る訳であります。又この問題に付ましては今おつしやられた具体的な資料を作成して住民にも知らせ、そして納得の上にならなければならない訳でありましてまだ具体的な資料は作つておりませんのでこれを作りましてからしか出来ないと思つております。

15番～4番の質問ははぶきます。5番もはぶきます。各農家の



保護管束について具体的に説明をお願いします。

市 長～これに言ましても、第2次産業に言ましても従来やつて  
あります保護管束を脱けて行つて農業の延長線を考えて  
あるわけであります。特にこの保護管束が農の目撃も農  
業第1次産業を育成する本格的なものになるんじゃない  
かと考えておるわけであります。次に2次産業については  
都市計画と区域整理事業が進んで始めて色々の産業が誘  
致されるんじゃないかと考えまして区域整理事業を早め  
に実施しまして2次産業の誘致をしたいと思つており  
ます。3次産業に言ましても同工会と良く連携の下にこ  
の保護管束を考えて行きたいと思つておりますが、大つき  
も前のご質問にもありました様に同工会の育成という事  
に言ましても金融機関の提供と共に同工会管束の開始  
が早めの開始になるんじゃないかと考えまして今後の同  
工会に言ましても金融機関の提供については充分考  
えて行きたいと思つております。以上

15番～別に私が伺きたいのは、農業関係でございますが、  
この保護管束というものは私が知らない所でそうとう盛  
々くなされておると思いますが、何か非常に草野的  
な問題だけをやっておる様な気がするわけであります。も  
う少し例えば五ヶ市ならどういふものが流すんだと  
言つた様な建設のある所の建設は、例えばかんがい  
とか防は何かが良いとか、もういつた様な建設のある所  
の例えばライオン、そういつたものを具体的に考えてな  
いかどうかを知りたいのであります。

市 長～これに言ましてもやはり私と致しましても前の時代  
から色々市とも連絡を取つてありまして、先般同工会と  
言はば二、三ハリスの建設の開始とか、こういつたも  
のを進めてきくと、建設でない建設で都市形を作る五  
ヶ市における農業の建設はこうあるべきじゃないかと云  
う事で考えております。詳しい事については建設から  
説明させます。

市 長～早くは建設します。(午前11時55分)

保護育成について具体的に説明をお願いします。

市長～これに付ましては、第2次産業に付ましては従米やつております保護政策を続けて行つて農業の発展策を考えておる訳であります。特にこの構造改善事業の面が最も農業第1次産業を育成する基本的なものになるんじゃないかと考えておる訳であります。次に2次産業については都市計画と区画整理事業が進んで始めて色々な産業が誘致されるんじゃないかと考えまして区画整理事業を早め々に推進致しまして2次産業の誘致致したいと思つております。3次産業に付ましては商工会と良く連携の下にこの育成策を考えて行きたいと思つておりますが、先つきも前のご質問にもありました様に商工会の育成という事に付ましては金融問題の解決と更に商工業者自体の問題がおもな問題になるんじゃないかと思ひまして今後の商工業に付ましては金融問題の解決策については充分考えて行きたいと思つております。以上

15番～特に私がお聞きしたいのは、農業関係でございますが、この経済価値というものは私が知らない面でさうとう活発やくなさつておると思ひますけれども何か非常に事務的な問題だけをやつておる様な気がする訳であります。もう少し例えば宜野湾市ならどういふものが適するんだと云つた様な意欲のある所の産業或は、例えばみかんが良いとか或は何かが良いとかさういつた様な意欲のある所の例えばライオン等さういつたものを具体的に考えてないかどうかを知りたいであります。

市長～これに付ましてはもち論私と致しましても前の組合長時代から色々市とも連携を取つておりまして果物園芸とか或はビニールハウスの栽培の問題とか、さういつたものを進めてキビ1辺側でない農業で都市形態を作る宜野湾市における農業の形態はさうあるべきじゃないかと云う事で考えております。詳しい事に付ましては課長から説明させます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時55分)



議長へ再開いたします。(午前11時57分)

経済課長～お答えします。宜野濟市の場合には他市町村とはおもむきが違ひまして、いわゆる宜野濟市の特色のある農業というのは今所徴々たるものであります。といいますのは国頭方面におきましては、パインとか、そういう土じょうを選んで、結局出来作物がある訳です。しかし宜野濟の場合にはそういう特徴のある、いわゆる土じょうが御座居ません。それと読谷やそれから具志川方面におきまして同じ中頭ではあります。いわゆる土じょう関係でそれが地形関係でそういうなんでもパインとか、果じゆとかは出来ると思っています。しかし宜野濟市におきましては、いわゆる戦争の被害地といえますか、そういうほうぶ林とか、そういう地形の関係でそういうのはすなはち奨励して、すやうやうのこととはちよつと難しいんじゃないかと思つておられます。しかし我々としては、じゆびやうは園を持つておられますので、いわゆる夏さいがかれる時のいわゆるそういう関係に対する作物として、パイパとかそういうものを奨励して、いわゆるほうぶ担がある部落を重点的にやつて配布してあります。それから現在経済課がやつているものに對しましては、いわゆる宜野濟の一番耕作面積からいましてもお解りかと思つておられますが、きび作が3分の2位であります。それできび作においでは、いわゆる病害ちゆうの防除とか、それから野ねずみのはく除とか、そういうようなもので裁ばいやつておられますが、しかし又それさい関係になりまして、それさいというのはいち水がなければいかない訳です。それで今までもやつておりましたが、今度からいわゆるそれさいを奨励するという意味で、ビニールハウス、ビニールハウスにおきましては、結局は大なり小なりある訳です。が今まではいわゆるトンネル式で、ビニールハウスを奨励してやつておりましたが、それはいかないとか、いかなんで、今度から又大きなビニールハウスですか、いわゆる、簡易ビニールハウスといつてもいいものを、持つて来て、簡易さいをいわゆる夏でも作れるさいを、いわゆる1号線沿はそういうふうに向けて行きたいと思



つています。それから現在宇地泊、大淵名、大山、伊佐方面におきましては、他市町村ではまねの出来ない作物ができています。といひますはいゆる水稲では、どうしても外米が入つて来つて現在の水稲の値段とか、そういうあれではたうち出来ない訳です。しかし宜野湾市におきましては1号線沿いにおきましては、わく水が遠いということですね。それで水稲に代る作物として水イモ、いわゆる方言でいう田イモですね。あれが大分のびております。それにつきましては、ちよどか、そんじみたいにして、中間よりほとか、原よりほとか、そういうものを持つてなえの養成をするといふあれで一応検討してみました。政府とかその他の方面にそういう栽培の方法とか、そういう面について問い合わせてみましたが、そういう水稲に関する資料ですか。それがありませんし又我々が検討してみました。所農家の大分の方々からも聞いて、そういう12月にもなりますと、どうしてもあれは水イモの場合1年でありまして、よほどよか、いわゆるそういうものが作れない訳です。大体水稲と水イモと比較しますと、大体6倍から7倍位の収穫がある訳です。いわゆる水稲の1期、2期作に入れてですね。それから水イモの1年といふ収穫は高くないかといふあれで、現在又その水イモの病害がちゆう関係ですね。そういうものを調べて見ましたが、病害関係とか、そういうものを調べて見ましたが、これでもそういう、これによくきく薬がございませぬ。それでそこも我々としては、ある程度今から研究して水イモの奨励もやつていきたいと思つています。大体宜野湾市におきましては、他市町村とは違つて形にございませぬ。第1宜野湾市の場合はいわゆる野さい不足、夏のそさい関係がありますし、又5号線沿いにおきましては、面積において、いわゆるキビ作ですね。それから1号線においては、水イモとそさいを中心として持つていつたらどうかと、我々経済課の方で検討



しております。以上が宜野湾市の状況として又今から進めていくべき問題じやないかと思つています。

15番～お聞きしまして、その立地条件なりを我々が私に分らない点もある訳でありますので、充分検討致しまして指導育成をお願いします。私の質問を終わります。次の質問に移ります。そ国復船の問題については、一言も施政方針ではふれておりませんが、どういふふうにお考えになつておりますか。

市長～この問題につきましては、改めて施政方針にどうするということは考えなかつた訳であります。これは当然のことでありまして、そ国復船なくしてあらゆるものの解決が出来ない訳でありまして早期にそ国復船の実現を期するように進めて行く考えであります。

8番～

15番～考えを施政として今分りましたけども、いわば市長にとりましては、今日が成人式であります。例えていふところいつたときに施政方針にもうたえないということとで私がこの質問を出した訳であります。もちろんこの問題は個人やある特定の団体だけで推進出来ない問題であります。しかし全球にありましように議長会或は市長会、或中部には中部振興協議会ですか、そういうたものもありませんし、十分にそいつた中で話し合いを持ちまして、この問題も推進してもらいたいということとを要望する訳であります。何ともしも色々な問題にいたしましても実際に沖縄に対する立場というものはあらゆる点で困難はある訳であります。しかし誠意を持つてするならば、何時かはその難かしい問題も解決出来るというふうにお考えしております。例えば教育の国庫負担、そいつた問題も着々と今果民の切実な要求におおされて日本本土政府もおいはおいは出る様になつていまして、そいつた関係な市長は当然そいつた法的な機関に維持し出して、この問題も市民の先頭に立つてがんばつてもらいたいというこ



とを要請致しましてこの質問を承ります、  
其の質問に答ります。

これは合併の問題でありませうが、先き12委員に答  
命をされたもので、詳しく説明をいつきまで承り  
ませうが、特別の問題であります、即ち本案の任期中と  
なりますと4年でありませう、これはこの4年間で  
この合併問題を完成するつもりであります、この期  
間について大体はつきり何月何日と何年何月にやら  
せようとはもう精確しやうと思はせようけれども、こ  
の任期中ということでは済ませようと思はせようが  
その任期中に完成せようというふうな考えはどうか、  
その点を伺ひます。

答 案—これは先きも申し上げましたように色々と任期中に  
進んでいければ、その特別というものがいつまで  
もせんので、これは任期中に完成するという事は、  
たゞで契約は出来ないのであります。

15番—次に承ります、設立事業について、これも同じく任  
期中に完成せようかと伺ひます。

答 案—この問題につきましても、大きな事業でありまして、  
全部任期中にこれをやらんぞという契約は出来な  
いと思はせようけれども、早急に計画を立てまして出来  
るものは早目にやらせようということでは申し上げられた  
のであります、神樂方の積極力を得まして出来う  
れば早急やつて任期中にやりたいと思はせようが  
けれども、色々と予算の問題とか、事業の大きさからい  
いますと、任期中に全部やらんぞという契約は出来  
ないのであります。

15番—この問題にもう精確な大きな問題であります、この問  
題をやるための政策と伺ひます、即ち本案の解決  
からいって、その別途の考えでも承りしてあらうと思  
はせようと思はせよう。

とを要望致しましてこの質問を終ります。

次の質問に移ります。

これは合併の問題であります。先き12番議員に答弁なされましたので、詳しくは聞かないつもりであります。が、時期の問題であります。即ち市長の任期中と申しますと4ヶ年です。これはこの4ヶ年間でこの合併問題を実現するつもりでありますか。この時期について大体はつきり何月何日と何ヶ年後にやるといふことはもち論難しいでありませうけれども、この任期中ということとて考えてもらいたいと思えますが、この任期中に実現出来るというふうに考えているかどうか、この辺をお聞き致します。

市長～これは先きも申し上げましたように色々と住民に納得してなければ、その時期というものはつきり致しませんので、これは任期中に実現するということ、ここで確約は出来ないであります。

15番～次に移ります。独立事業について、これも同じく任期中に出来るかどうかを質問します。

市長～この問題につきましても、大きな事業でありまして、全部任期中にこれをやるんだという確約は出来ない訳でありますけれども、早急に計画を立てまして出来るだけ早目にやるということだけしか申し上げられない訳でありまして、皆様方の御協力を得まして出来うれば早目にやつて任期中にやりたいと思っておりますけれども、色々と予算の問題とか、事業の大きさからいまして、任期中に全部やるんだという確約は出来ないであります。

15番～この問題はもち論相当大きな問題であります。この問題をやるための施策といいますか、即ち本市の財源でやるのか、その懸念の考えでもありましたらうけたまわりたいと思えます。



市長～この問題につきましては、もち論市の財源もいくらかつぎ込まなければいけないと思いますが、これは政府の援助とか或は日政援助による資金それに先き申し上げました様に年度の長期融資を当てまして、長期融資を交渉しまして、低利の資金でやつていく外にないと考えております。

15番～いねゆる日本本土で今やつている所の国土総合開発という面がありますが、そういつたものと関連しながらやるお考えはありませんか。

市長～この問題につきましては、まだそういつた具体的な資料を得ておりませんので、はつきりしたことは分かりませんが、そういつたようなことが、出来ればこれもあん案して行きたいと思っております。

15番～もち論この問題も、先きの復届の問題と同様に非常に難しい問題であります。しかし現に沖縄に日本の国庫支出法が適用されておる法があります。例えば遺族年金法、これはもち論形式は別の形で取られておりますけれども、当然日本法が適用されるからこそ、こういつた問題が出来ておる訳であります。又今那覇市で公営住宅法の適用を受けまして、市営のアパートを作っております。具体的な数字を申しますと、120万ドル余の総工費の内50万6千ドル余りの補助を受けております。こういつたものは当然日本政府というものは沖縄に対して責任がありますので、そういつた意味合いからもち論これも先きの問題同様に各市町村各々バラバラでは非常に難しい問題であります。各市町村会あたりで切さたくましてやることによつて決して不可能な問題ではないというふうに考えておりますので、この面も充分に各市町村の色々な会合でお互に検討されまして、充分そういつた様な方向でやつて頂きたいということを要請申しあげます。

次の質問に移ります。

公営市場の整備拡充について具体的に説明をお願いします。

市長) この件につきましては、第二地区の区画整理がなされてから不格別な増徴がなされるんじやないかと考へて来る訳であります。現行区画に於きましては現存の建物の特種増徴の外にないんじやないかと考へております。又現在の市税は木造建物でありまして、あまり長く持つというところもありませんし、将来は現在の建物を取り去り、下駄ばきのアパートにして、2、3階は住宅供給にしたいという考へ等を考へておきまして、現在の市税の増徴ということにつきましては、まだ考へておりません。今後の第二地区の整理がなされて、そこは住民が相当入つたあかつきには色々と増徴の問題が考へられるんじやないかと考へております。

25番 議員) 議員として、やはり地価が上がると、地価を上げれば現在の建物を撤去してそこに建てるといふ計画である訳です。

次の質問に答えます。

学校施設の早期買上げをすると共に学校施設並びに校舎の増築を急ぐ計程であり、云々であるんですが、早急に早期を考へております。

市長) 考へます。現在の学校施設は中学校を除いて全寮式で中学校を除いては大抵、粗敷、空野間中学校を除いてはありますが、これの敷地料が約9,000ドル位あります。それで教育予算の大部分がこれに費やまして、学校施設の購入資金が、それだけ減る訳であります。是非これを早期買上げを打ち出して、市の財政負担として打ち出した訳であります。けれども現状は敷地料に、それが食われて学校施設の売却が形勢不利といつた様な状態でありまして、これを買上げの早期実現と申し上げたい訳であります。これに早急を申しまして、教育委員会とよく話し合いの上に、ご承知願ひして行きたいと思つております。

25番 議員) 具体的な例えはその地区から買上げを奨励するといつた様な計程はない訳でありますか。

市長～この件につきましては、第二地区の区画整理がなされてから本格的な拡充計画がなされるんじゃないかと考えておる訳であります。現時点におきましては現在の市場の指導育成の外にないんじゃないかと思っております。又現在の市場は木造建物でありまして、あまり長く持つということも考えられませんが、将来は現在の建物を除去して、下たばきのアパートにして、2、3階は市営住宅にしたいという様な考えもしております。現在の市場の拡張ということにつきましては、まだ考えておりません。今度の第二地区の整備がなされて、そこに住民が相当入つたあかつきには色々と拡充の問題が考えられるんじゃないかと思っております。

15番～場所としますは、やはり現場所である訳ですね。現場所をいわゆる現在の建物を撤去してそこに建てるという計画である訳ですね。  
次の質問に移ります。  
学校敷地の早期買上げをすると共に学校備品並びに設備の充実を図る計画であり、云々とありますが、具体的に説明をお願いします。

市長～お答えします。現在の学校敷地は中学校を除いた普天間中学校を除いては大山、那敷、宜野湾大学校敷地であります。これらの敷地料が約9,000ドル位出ております。それで教育予算の大部分がこれになりまして、学校備品の購入資金が、それだけ減る訳でありまして、是非これを早期買上げを打ち出して、私の施政方針としても打ち出した訳であります。けれども現状は敷地料に、それが食われて学校備品の充実が出来ないといった様な状態でありまして。これを買上げの早期実現と申し上げた訳であります。これは何と申しまして、教育委員会とよく話し合いの上に、これを実施して行きたいと考えております。

15番～具体的な例えはどの校区から買上げを実施するといった様な計画はない訳でありますか。

答 長〜その委員会との打ち合せはやつておりましたので、報告として、お答えいたしております。

19番〜その問題は非常に重要な問題でありまして、学校が教育の場であるというのをよく守らねばならぬのでありまして、当然であれば公共の施設を存するにたいする制限があるにせよ、本人は自費を拂わせてはならぬと思ひます。そこでそういう問題から見ても、このいつを問題にする中に留意してもらいたいことをお願ひします。次に自費住宅の建設について説明をいたします。

答 長〜お答えします。これは建設省が自費住宅の第2次建設計画案がされておまして、本市もその対象になつております。それで早目にこれを建設費と補助金をまけて自費住宅の建設を進めていきたいと思つておられます。その自費住宅の建設の3ヶ年計画につきましては、69年から70年が1期、70年から71年が2期になつております。建設費は第2期に予定されておる見ですが、70年度建設費をより決定さかしまして、71年度は建設費が少く建設の補助金等を相対的に見込まれますので、72年度に建設費としてこれをお考へて行くようにしております。それで、それを補助する建設の開始になりますので、早目にそのいつをこと案議に入がまして建設の補助に供せたいと思つておられます。又第3期につきましても建設費が資料の整理方を依頼されておるので、出来るだけ早目に建設の補助と交付をいただけるように計画を進めて行きたいと思つておられます。

答 長〜冒険いたしました。（午後6時10分）

答 長〜お答えいたします。（午後6時10分）

答 長〜これは10番の武島氏よりお願ひします。

19番〜私の質問が案について、建設委員から質問されておりましたけれども、一応この文面から少し方向を

市長～また委員会との打ち合せがやつておりませんので、私としては、まだない訳であります。

15番～この問題は非常に重要な問題でありまして、学校敷地が不当に安いということをよくみにする訳であります。不当然これは公共の施設を作るためにいかなる理由があるにせよ、個人に負担を感じさせてはならんと思っております。そこでそういう見地から見ましても、こういった問題は速やかに留意してもらいたいことを要します。次に市営住宅の建設について説明をお願いします。

市長～お答えします。これは政府の公営住宅の第2次建設計画がなされておりまして、本市もその指定市になっております。それで早目にこれを都市計画と関連させまして市営住宅の建築を考えていきたいと思っております。又この公営住宅の建設の3ヶ年計画につきましては、63年から60年が1期、66年から68年が2期になるようになっております。宜野済市は第2期に予定されている訳ですが、66年度は那覇とコザに決定されまして、67年度は日政援助や民政府の補助金等が相当増額が見込まれますので、67年度に宜野済市としてもこれを築いて行くようにしております。それで、それを築くための用地の問題になりますので、早目にそういったことを考慮に入れまして敷地の獲得に気を配りたいと考えております。又第3期につきましても政府から資料の提出方を依頼されておりますので、出来るだけ早目に用地の取得と次にこれが建てられるように計画を進めていきたいと考えております。

議長～留休憩いたします。(午後零時18分)

議長～再開いたします。(午後2時10分)

議長～次は19番の武島氏よりお願いします。

19番～私の質問第2項については、先程安里議員から質問されておりますけれども、一応この文面から少し方向を





変えまして質問したいと思えます。  
市村合併についてでございますけれども、先程の市長の御答弁によりますと、色々問題が発生しておるといふことをおつしやつておりましたが、この問題に入る前に促進協議会というは既に結成されておりますけれども、その促進協議会の現状についてお伺いします。

市長～お答えいたします。促進協議会につきましては、前市長時代に1回集つただけで、その後はまだ進められておりません。これについては出来るだけ早目にこれを楽しませ持ちまして進める予定にしております。その後の経過につきましては、私が就任して以来別にやつておりません

19番～市長はそれじや促進協議会そのものを今後スムーズに運営して行きたいという御方針がありますかどうか。

市長～先きも申し上げました様に住民に合併の良否を問うためには、その促進協議会を進めて行つてしか住民には、これをビーム出来ませんので、これを進めて行く考えであります。

19番～促進協議会があらゆる合併に関する資料を検討されました。その結果によつて合併の早期合併或は又時期尚早にいつたようなことも出て来るんじゃないかとかういうふうに考えますけれども、市長の施政方針の中には早期合併が不可能であるといつた様に明記されておりますので、最初から促進協議会の問題から入つた訳でございますが、只今の市長の御答弁からいたしますと、促進協議会そのものの結果によつて合併というものは結果付けられるんだといつたような只今の御答弁でございますが、この結果によつて早期実現を或は可能であるかも知れまないと前提が出ると思えますけれども左様に理解してよろしゅうございますか。

市長～よろしゅうございます。

19番～合併については、あくまでも今後の促進協議会の成果



によつて、即ちその結果如何によつて進められるんだと  
いうことを一応明言されたということでは私の本質問に対  
す答えは得られたというふうに理解いたします。  
次の2番目に移りますけれども、先程の御答弁の中に日  
本政府云々がございますけれども、今後の埋立の進め方  
についてある程度のその基本的な考え方と申しましたか  
と申しますといわゆる進め方においては、本会計年度で  
2,500ドルのいわゆる埋立に関する調査費用を計上して  
あると、それにかがてて加えまして次年度におきまして  
本土政府あたりの援助額が相当増えるやに新聞あたりで報道  
されておりますので、そういつた面の予算を獲得すると  
或は又国土開発といつたような面から考えます所の長  
期融資とそらいつた点を今後対政府折衝なり或は又市長  
自ら本土のそらいつた業者に対して折衝し、この問題を  
解決実現したいという意欲はございませんでしょうか。

市長～当初のとおりでございますが、これの具体的については  
私もまだ就任早々でありまして、具体的に計画は持つて  
おりませんでしょう、政府に折衝するとか、或は本土の  
そらいつた事業を見てやるとか、或は本土の融資の問題  
について強力に折衝する考えでおります。

19番～本問題に關しましては、本市の面積が非常にきょうあい  
であると、然して公有地、公共用地の獲得といつたよう  
な面からも照し合せまして重大な問題だところいうふう  
に考えますので、市長のあらゆるエネルギーをしばり出し  
て頂いて、この問題に取組んでもらいたいことを御望  
申し上げます。次の問題に移ります。  
先程も道路行政について、一応話しておられましたけれ  
ども、その件についてアスファルト工事ということ打  
ち出しておられますけれども、アスファルトと二次的な  
問題になりましようけれども、そのアスファルトと現在  
のいわゆる石粉、その中間にある所のタームは装とい  
つたような面は考えていないかどうか、と申しますのはな  
る程度理想はアスファルトでございませうけれども、こ  
れをすべての道路がそこまで持つていくと相当な費用が





19号～次の問題に移ります。

前年分の中によろちえんの問題、公費のよろちえんを教育委員会との連絡の下に本年の4月から開始したいという意欲の程を見せておられますけれども、現在よろちえんと申しますか、教育費と申しますか、そのいつたおやが充分に満足できると思いますが、そのいつたものをいさかいこれを法人のよろちえんに移して行くといふことになりましたと、大きな問題もあるというふうにお聞きしますが、市費のおつしやる所の法人のよろちえんとは如何様な性格の法人のよろちえんであるのか。

市長～これは公立よろちえんと申し上げるのは、その教育費からの今40多の教育補助がございまして、7才以上教育することになつておる訳であります。それで現在まで本市のよろちえんというものは、保育園的なよろちえんでありまして、7才から下5才～6才まで一緒にこつ教育させている様な現状でありまして、是非7才以上対象とした公立のよろちえんをしなればいかにいというのが私の考え方でありまして、7才と申しますと本年からすぐ小学校に入学いたしますので、それに相当する様な教育をして行くという考えがございまして、現在先き申し上げました様に教育補助が教育費の40%がある訳であります。

19号～これは本年の4月から開始したいということでございますけれども、これに相当する本年の4月と申しますと移いくらもございせん、そこで当りには何等かの形で具体的な計画が既に用意しておられるんじゃないかというふうに考えましてお願いいたします。

市長～本年4月からの問題であります。これは委員会とよく打ち合せておしなればいかに問題でありますが4月から開始した場合には先ず各母の問題が出て来る訳であります。各母の問題につきましては、現在の児童数で小学校と大田は一部余りがありますので、すぐ開設出来ると思つて居ます。又この辺の学校につきまし

19番～次の問題に移ります。

施政方針の中にようちえんの問題、公設のようちえんを教育委員会との連携の下に来年の4月から実施したいという意欲の程を見せておられますけれども、現在ようちえんと申しますか、保育所と申しますか、そういったたぐいが多分に必要であると思いますが、そういったものをいきおいこれを法人のようちえんに持つて行くということになりますという、大きな問題もあるというふうに考えますけれども、市長のおつしやる所の法人のようちえんとは如何様な性格の法人のようちえんであるのか。

市長～これは公立ようちえんと申し上げるのは、その政府からの今40名の教育補助がございまして、7才以上教育することになつておる訳であります。それで現在まで本市のようちえんというものは、保育園的なようちえんでありまして、7才から下5才～6才まで一語にこう教育させている様な現状でありまして、是非7才以上対象とした公立のようちえんをしなければいけないというのが私の考え方でありまして、7才と申しますと来年からすぐ小学校に入学いたしますので、それに即応する様な教育をして行くという考えがそれでありまして、現在先き申し上げました様に政府補助が教育数の40名がある訳であります。

19番～これは来年の4月から実施したいということでございますけれども、これに対する来年の4月と申しますと後いくらかございせん、そこら当りには何等かの形で具体的な計画が既に出来ておられるんじゃないかというふうに考えましてお伺いいたします。

市長～来年4月からの問題であります。これは委員会ともよく打ち合せて何しなればいけない問題であります。4月から実施した場合に先ず保育の問題が出て来る訳であります。保育の問題につきましては、現在の所宜野崎小学校と大山は一応余裕がありますので、すぐ開設出来ると思つて居ります。又その他の学校につきまし





ては、今の所教室がちよつと不足しておりまして、す  
ぐ4月実施は不可能ではないかとも思いますが、そ  
の地域住民或は学校の校長との連絡がついて校舎がつ  
けば、実施出ると考える訳であります。これにつきま  
しては、私が立候補の施策に打ち出して以後、住民も  
非常な盛り上りをしておりますので、御奮力をお願い  
しております。

19番～差しあたり問題になりますのは公立ようちえんと申  
しますと、これは保育の資格云々といったような問題  
も考えられますけれども、そういう面からこのやはり  
そういう資格を持った保育のそれだけの確保が可  
能かどうか。

市長～保育の問題につきましては、もち論有資格者でなけれ  
ばいかならないような訳であります。今現在でも本  
市において5名かの有資格者がありますし、又来年卒  
業予定の資格者がまだはつきりつかんでおりませんけ  
れども、3～4名位出て来る予定であります。

19番～充分伺いました。公立ようちえんと申しますと、これは  
数年前からかけ声はボンボン聞いておりますけれども、  
その実現ということになりますと、色々予算の問題とか  
或は校舎の問題とか、といった様なあんしようにぶつか  
りまして、現在までこの実現を見なかつたことを非常に  
残念に思いましたが、市長は来年の4月から保育所を開  
設するんだという意欲のあることを見せて頂いて、そ  
の実現方を楽しみに待つております。  
私の質問は以上で終了します。

議長～次は3番の天久議員の質問を許します。

3番～第1番目に水産業の育成策が打ち出されていないんだが  
どの様なお考えがあるかという質問であります。これ  
は野野市市の基立という問題とも重要に相関連するもの  
でありまして、埋立るから水産業が成り立たないという  
ようなお考えがあられるか、どうかということでありま





そのうち、この各箇条を讀むとき、各條と各條を讀み進んでゆくべきであらう。

書 簡 一 本書の目的は、讀者の知識を廣くし、その知識を實踐せしめ、その知識を生活の糧とするに在り。故に本書は、知識の普及を期し、その知識を生活の糧とするに在り。故に本書は、知識の普及を期し、その知識を生活の糧とするに在り。

3 著 者 著者の努力を重んずるに、本書の目的は、讀者の知識を廣くし、その知識を實踐せしめ、その知識を生活の糧とするに在り。故に本書は、知識の普及を期し、その知識を生活の糧とするに在り。故に本書は、知識の普及を期し、その知識を生活の糧とするに在り。

そういう面の専門的な課とか、係員とかを置く考えがあるかどうか。

市長～今の所専任職員を置く考えは持っておりません。その政府予算につきましては4～5月間にもそれが研究会がありまして、職員を派遣しておりますが、私自身としてもこの政府の計画を充分研究いたしまして政府とも良く相談いたしまして、今の現段階における水産業のあり方を充分はあくして出来るだけの補助を或は援助をしてもらうように努力したいと考えております。

3番～市長の御努力を期待しております。一応2番目の問題はむかしからの重要な問題であると思っておりますが、只ちゆう感するに日本の政府援助と、この面におきましては既に埋立な埋立費を組んであると、それ自体が今どこになるかと、埋立場所という問題になる訳ですが、我々の広大な埋立場をいかに実現するかどうかは、我々が都計上大きな問題を扱っておりますが、その分を日本の業者と提携して土地を売却処分して充てるとか或は日本政府をあげるとか埋立計画を立ててやれば或る程度この埋立事業が推進されるんだと思うんですが、只埋立法といいたもので、これは法人だろうが、個人だろうが申請のあつたものに対しては任意的に埋立認可する条文がございますので、我々も拒否する様な現状でありました。こういう埋立につきまして、そういう計画を立てられ、1日も早くその面に着き手してもらいたいというふうな御要望を申し上げますが、もります。以上で2つの私の質問は終わりますが、もう一つ私が感じたことを市長にお願したいのがあります。それは今区画整理とか或は埋立の問題、今我々の特別委員会に付託してある所は水源地の開発の問題、そういう問題を相当法的に説明していかないかという問題が相当あると我々には感じておりますが、当局としても当然これは専任がおりますが、市においては既に区画整理も着手の段階におきまして、この問題も相当法的な問題が起つて来ると思いますが、顧問弁護士の設置の必要がある



こう思うのでありますが、市長としてはそういうお考えが、今ただちに顧問としてそういう人の必要があると思んだが、当局も顧問はそれやいなりのやりかんと、顧問弁護士も必要があると思つておられますが、柳田えげば当面訴訟をやつておられますが、あれ自体が地主の承継もないという自体が違法だと、これが感じを合はうと既説権があつて地主自体が大変なことになつてしまふといふことがはつきり解明されているのでありまして、その時に我々も既に分つておつてもどうにもならない、然し顧問弁護士の上つたというところも出たんじゃないかと思つておつたといふことも出たんじゃないかから考えなければいけません、その時に法に詳しい方が居ればいろいろ問題も直ちに解明出来るんだが、この問題も考えますが、そういう顧問弁護士設置の必要をちゆう感しますが、市長としてどうお考えであるかです。

市長～この問題につきましては、まだ私も就任尚早でありましてまだ今の所考えたこともございませんけれども、今お話しのように色々の問題が今後ぼつちつて来るといふことが予想されますので、これを充分検討いたしましたして又皆様方ともよく話し合いをしまして、そういう必要があれば、これを置くということにしたいと考えております。

議長～次は9番議員の質問を許します。

9番～質問いたします。問1. 区画整理法の長期実施計画についてというふうになつております。  
市長は施政方針の中でも区画整理事業は5年や10年の短期間では出来るものではないと、長期の計画が必要であるというふうにうたつておられますが、その長期計画についてのあらましを御説明願いたいと思つております。

市長～その問題につきましては、非常に重要な問題でありまして、これを長期計画を立てて専門的に考えたい訳であり





ますが、市の都市計画は区画整理を今月から着工すること  
となつておりますが、大体これを4地区に分けて、  
これは第1地区が宮野、大淵、真志、真栄、野  
第2地区が普天間、新城、第3地区は大山、  
伊佐、第4地区は野瀬といふふうになつており  
ます。これを実施に移す場合には地区毎にその地区に  
応じたその工区の規程によりまして、あらゆる面を考  
やるのであります。これを更にこの地区を地域に分  
て部分的にこれを施工実施されると思ひます。  
当初の計画としては、1期で約10万坪を基準に取つて  
おります。現在までに着工している地区は第1地区の宇  
地泊、大淵、真志、これだけは区画整理事業として今  
進めておる訳であります。第2地区におきましては、こ  
の普天間の一部であります。これは近くこれが認可  
なりしだいすぐ事業に移す計りで進めております。そ  
の外地区におきましても、これを第2地区が終了すると  
次々と進めていく訳であります。大体1区1ヶ月と見  
まして大体4ヶ月かかる予定でございます。1区が終  
ると直ぐ認可という訳ではなくて更に又申請をして認  
可されるということになり、更に又他の地区に進めてい  
くこととなります。尚年次の事業につきましては、  
この2地区が終つて次はそれを漸次進めていきたいと考  
えております。

- 9 番～只今の長期計画の中で市長は区画整理事業に対しまし  
てお尋ねいたしますが、例えば何年次までにはどの地  
区は完了するんだというような具体的に年次計画でも  
つて進めていかれる程りはありませんか。  
それとも早急にやつて、私が質問いたしますのは、事  
業が範囲が大きければ大きいほどばく然として、これ  
は2～3年では出来ない大きな問題であるから何時出  
来るか分らないというふうなあり方では、実際上地主  
の方々としても従来規則を受けて隣借にも出ておりま  
すように売買も、或は自分で分等がその土地を有効に便  
おうというの何か規則を受けているような何があり  
ますので、何時頃までにはその地区はやるんだとい  
ふような当局的計画があれば、これは都市計画は是非



らなければいけないんだという声もある訳であります  
そういう市民の協力をうるためには、年次的にどの地  
区は何年ぐらいまでには区画整理事業を完了するんだ  
というような見通し全般的なその区画整理事業に對す  
る目途があつてもらいたいと思うのであります。そ  
ういうことを各地区ごとの市長さんが目途というのを  
一応は立てて実施したいというお願ひではありませ  
んですか。その点について。

市長～これにつきましては、午前中にも申し上げましたよう  
に、すぐという訳にはいきませんので先ず第2地区の  
工事が終るとひき続いて、次々と續けていく訳であり  
ますが、すぐ今どこを何時やるといふような確答  
はまだ答つておりません。これから色々と計画をたて  
まして、いずれその何時までという期限の目途も立て  
る事が出来ると思ひますけれども、今の所これはすべて  
午前中に申し上げましたように出来る範囲において  
出来る範囲と申し上げますと基本的な幹線路を早目  
に設定いたしまして、クイ打ちをすとか或はしるしを  
付けるとか、というような具合でこれを進めて建築と  
か或はその他の障害になる様な事がないようにやつて  
行きたいとかように思つております。

9番～これは専門的な部長さんにお答えしてもらいたいと思  
いますが、長期間にわたつて規制をした場合に或る一  
定の期間までは区画を解くということは出来ませんか  
区民の地主の意見であります。長期にわたつてはば、  
近いうちに出来ないんだというようなあり方であれば、  
一応は計画は解いてもらつて、後4～5年ではやるんだ  
というような、後2～3年でやるというような、そう  
いふ様な事業に着手する。2～3年前になつてからでも  
計画は出来ないものかという要領がありますので、その  
点について御説明願ひます。

市長～お答えいたします。只今の区画整理の規制の問題であり  
ますが、各地主、土地を利用させる場合に非常に現在  
困るものであります。それでこの規制のあり方であり  
ますが、従来は非常にある程度積極的な区画整理の願



勢に持つていつて、それで規制のあり方もある程度やつたという点もございしますが、我々は今後区画整理を進めて行く場合にその現地において、大体何年次ぐらいという大きな目安をつくつて、それによつて可能な限り建築を緩和していきたいというふうなことは考へております。といいますのは区画整理事業そのものが非常に現地主の協力が得られないということになりますと、これは事業を進めて行く場合に非常に問題点がございしますのぞ、それで出来るだけその建築を緩和して行きたいというふうなことを考へております。それからもう一つこれは先程の市長の方からお話がありましたように建築許可の申請が出た場合の取り扱ひについてですが、今後市分この地域をよく見て、それで進めていくというふうな方針を立てています。それで出来るだけ地主の方面に支障を与えない程度に持つていききたいというふうに考へております。特に眞榮風地域の場合でも、現在の状態が非常にその区画整理地に対する非協力的な点で懸念も出ておりますけれども更に我々の手で研究して、それで出来たら部落の今建築のあい所、住居地域については農耕地と一語にやらずに農耕地を先にして後にやつた方がよいんじゃないかというようなこと考へております。

9 答～この問題についての質問は以上であります但要害しておきたいのは今までややもすると当局の区画整理に対する市民への協力的という面から、今後地主の協力的なくしては区画整理事業というのは進められないと思はれますので、部落懇談会なりで、そういうものは区画整理事業の説明とか或は協力を得るための説明は充分に意欲のある説明をして自ら市民が区画整理事業に協力的にあらう様なあり方やつて行つてもらいたいと要害する訳でございします。

9 答～2番目に市有地処分についてでございますが、これは昨年のかんばつ被害において評会で議決され、既に処分した方がいいという観点から返事をしておりますが、現在こういうようなことを処分すべきであるとい

うのでありますが、この期においては、区画整理が  
進められて立退き等がなされる訳であります。こ  
れは区民の所有地処分については、早くも早くや  
つて自分の土地として利用したいので、早くその土  
地を売つてもらいたいという要望がありまして、既に地  
分もすべきものでありますが、又、在市としてもさう  
いう土地を保有しているより早く処分して、その代金  
を予算上有効に利用して行くという面からも良いんじや  
ないかと聞いていますが、その点についてお伺いします。

市長～この点につきましては、当然としてもつていきます所の土  
地をもつて居るよりは売つた方がよいんじゃないかと  
いうことについては、これはおつしやるように早く自  
分の土地として使いたいということでありまして、  
評議員とも話し合をして評価いたしまして出来るだけ  
早く処分したいと考えております。

市長～冒休願いたします。(午後2時50分)

市長～再開いたします。(午後3時)

9 委員～依拠地の水害による排水計画が信政方針にうたわれて  
おりますが、その対策について検討をされたことが  
ありませんが、これは依拠地というふう  
にしてありますが、この前の大雨が降つた時にしん  
水した異常地帯の問題であります。これは軍施設内  
への排水の問題もこれに関連してございまして、どうして  
もこれは大きな問題でありますので、この信政方針に  
は、そういうような点がふれられてないようでありま  
すがお伺いします。

市長～これは依拠地と委員さんからの御質問だったので、其  
対策というふうに私も考えてはおりますが、これに  
つきましては、本年度の予算にも関連費を計上してあり  
ます。そしてこれを調査費をいたしまして早速調査  
を行つて早目に計画をする考えであります。本年  
につきましては、2～3年度に依拠地からの分水計画

うのでありますが、この地域においては、区画整理事業が始つて立ち退き等がなると生活のしん害にもならないかといふ種なことが考へられる訳であります。これは区民の市地処分については是非とも早くやつて自分の土地として使用したいので、早くその土地を売つてもらいたいという要望がござりまして、既に処分すべきものであります。又現在市としてもそういう土地を保有しているよりは処分して、その代金を予算上有効に利用して行くという面からも良いんじゃないかと思ひますが、その点について御伺ひします。

市長～この点につきましては、当局としてもつています所の土地をもつているよりは売つた方がよいんじゃないかといふことについては、これはおつしやるように早く自分の土地として使いたいといふことでありますので、評価委員とも話し合ひをして評価いたしまして出来るだけ早く処分したいと考えております。

議長～暫休願いたします。(午後2時50分)

議長～再開いたします。(午後3時)

9番～低地帯の水害による排水計画が施政方針にうたわれておりませんが、その対策について検討されたことがありますか御伺ひいたします。これは低地帯というふうにしてありますが、この前の大雨が降つた時にしん水した真栄原地帯の問題であります。これは単施設内への排水の問題もこれに関連してござりまして、どうしてもこれは大きな問題でありますので、この施政方針には、そういうような点がふれられてないようでは御伺ひします。

市長～これは低地帯と安里さんからの御質問だったので、真栄原というふうにも考へてござりますが、これにつきましては、本年度の予算に調査費を計上してあります。そしてこれは調査費を計上して早速速政府の交渉して早目に計画する考へてあります。本件につきましては、2～3年前に旧県路からの分水計画





がなされたそらであります。地元住民の反対で、こ  
 れが取止めになつたといふことも聞いておりますし、こ  
 の件につきましても、去つたばらうで私も立ち補しに  
 た当りでもありまして、けれども、組合長と立ち場に  
 おいては、縣村地帯を全部まわつた訳でありましたが、  
 その現場も充分見ておられます。そこで早速政府にも、  
 これを連絡いたしまして出来るだけ早目にやるように  
 計画を進めております。又行政府にも当りまして、  
 この点があるといふことを申し上げ、それが早速早  
 目に概略の地図でも書いて早目に申請するようとい  
 うふうな指示も受けておりました。私もあそこを地  
 帯の水の問題については、充分考へておる訳であり  
 ます。

9 香 ~ この問題については、予算上にも指撥されている上  
 ろでありますので、調査も計上されております。その  
 中で、そういう面を調べて、その費用を出したの  
 ですが、この問題については、本会、陳一般買問の  
 ために買地した所、ある地主が力マを振りまわした  
 なかつたといふこととありますが、もしも水害という  
 ういふような不心得者が地帯の今、後の水害という  
 のを考へずして、行政府のこのういふ様なものに  
 した地主がいたとしたら、これは許し難いものである  
 というふうな當目物論もおる訳であります。高  
 突だつたかどうか分りませんが、果してだれが力マを  
 振りまわしたか地主の方としても分りません。それ  
 で高突するといふことがあつたのか、これは只当局に  
 口上であるか、高突あつたにしても、外の区民の立  
 ち補いから、そういうような不心得者があつてはい  
 ないといふように奮力的にそういう立派な計画がスム  
 ーに行なふべき力をしよつたんだといふふうな区民の  
 声がありますので、前の當局の説明では何か1地主が  
 力マを振りまわしたためにやめてしまつたといふ  
 ふうな、一個人のそういうふうな分らず屋を對象として  
 大に、計画を取りやめたといふ自体は、これはにげ  
 であつたか、高突であつたか分らんが、高突にしてもそ



ういう人は区民自体から説きふせてでも、そういう水害をなくするためには極力して行かねばならなかつたというふうに現在区民からいわれております。只今の市長のこの問題に対する考え方に對しましては概率的でありますので、これだけ申し上げておきまして、御努力をお願いいたします。それから、この問題は現場をちょうど雨が降る時に現場を見てよく御存じかと思いますが、宮野崎ひ場の約三分の一位の水管が陸地に向つてタキミたいにして流れているような現状であります。だから向うの水がたまつた主な原因もあれば、完全に理想からいへば毎までもつて行つておらねば、あれだけの水量が増加することばか現場を見られるんじやないかというふうに地と前我如古区前の地帯から流れて来た分が合流してしまつて大きな4万坪余りにもなるような1つみずうみ見た様なつてしまつたよな何であります、これは軍とも関係していることとありますので、是非関係の軍あたりにも同じやないかと強く申し上げておきますので、1つ宜しく打撃策を講じてもらいますようお願いいたします、私の質問は終わります。

議長～御休憩いたします。(午後3時8分)

議長～再開いたします。(午後3時9分)

議長  
5番

～9番議員の区画整理事業と關して質問いたします。これは確か去年の2～3月頃だつたと居いますが、はつきりした記はございませんが、都市事業並びに区画整理事業について、市当局から区出向いて説明会をなされたことがあります、その真実が区における所の説明会の席上において、区画整理の交地分合は、終るまでには2ヶ年位はかかるという説明でありましたが、その考え方はそういう当局の説明を聞いて、関係地主はあの説明を聞いてから2ヶ年が来るのを待ちかねております

そこで当時は高宮町区において、そのような説明を  
通り、やはり2年以内に区務分合の作業をすべて完了  
すると相対してよろしいですが、

市 長～説明されたのは2月で、

リ 長～担当課長に聞いて下さい、

市 長～これにつきましては、大体区長長の交代に2年と説明  
されておつたといふことですが、ほとんど1年  
位はなつておると思ひますが、この2年以内で完了  
することは不可能であります、

リ 長～その説明した場合には、区長が区長長もおりまして  
今の市長の説明によりますと、その説明した2年を以て  
なれば出来ぬといふようであつたが、出来ぬならば出来  
ないといふことを申向いて、こちらから申向いて、説明  
してあげなければ、あの話を聞いておられる、その  
まゝやがて2年以内では区務分合は出来ぬんだ、それ  
までお聞きして申向つたり、又は土物の売買の貸、  
貸も待つておつたといふ訳で今待つておる訳であつた  
けれど今説明の通り区長長は2年以内と申向つたことを  
待ちかかっているんだが、区長は2年以内では出来ぬ  
といふことを今に申向つて上げて、区長長はそれ  
分らないのであります、そうすると、区長が予定通  
り出来ぬといふ、理由がなくちやいかんはずであ  
ります、この理由について、市長でもよろしい、区長長  
でもよろしいどちらか一つ納得のいくように御説明を  
願ひします、

市 長～これには詳しい理由は区長の方がらさるべきですが、その本  
本問題として、最初からの計画が区長に聞いてい  
たにも関わらず申向つておりましたが、今迄の区長  
員のように、早速区長に申向つて私が考へているよう  
なことを区長に充分申向つておつたので、早く区長  
に申向つておつた、先づそれにつき申向つておつた  
が、御説明を早目に進めまして、その区長長に御説明

そこで当局は真赤郡区において、そのよう様に説明した通り、やはり2ヶ年以内に交換分の作業もすべて完了すると期待してよろしいですか。

市長～説明されたのは何月ですか。

5 番～担当課長に聞いて下さい。

市長～これにつきましては、大体前市長の時代に2ヶ年と言明されておつたということですが、ほとんど1ヶ年位になつておると思いますが、この2ヶ年以内では完了することは不可能であります。

5 番～その時説明した場合において確か建設課長もおりました。今の市長の説明によりますと、あの時説明した2ヶ年以内には出来ないうようであります。出来なければ出来ないうことを出向いて、こちらから出向いて、説明してあらなければ、あの話しを聞いた部落民は、そのままやはり2ヶ年以内では交換分は出来るんだ、それまでは我慢して家造つたり、或は土地の売買或は貸借も待つておこうという訳で今待つて居る訳であります。しかし今説明の通り部落民は後2ヶ年以内で出来ないうことを待ちかねているんだが、実際は2ヶ年以内では出来ないうことを今はつきり申し上げました。部落民はそれ分らないのであります。そうすると、何故それが予定通り出来なくなつたか、理由がなくちやいかんはずであります。この理由について、市長でもよろしい、建設課長でもよろしいどちらか1つ納得のいくように御説明をお願いします。

市長～これには詳しい理由は課長の方からさせますが、その基本問題としては、最初からの計画が順調に進んでいないことにも原因するかと思ふ訳であります。今先の御買入間のように、早速部落に出向いて私が考えているようなことも部落民に充分申し上げまして納得の行くようにしたいと考えております。先ずそれにつき加えておきますが、幹線道路を早目に通しまして、その区画整理の前提







これを分る一つの期とししては市長に希望して  
おきます。新聞報道によりますと、8月23日に民主党  
の市町村長連のいが新案をたてような気がありました  
そこで市長は、早稲市長にこの案のいかに加入されてお  
りますか。

市長～これにばしてありません。

5 番～今後加入するお考えであるかどうか、その期をいつの方  
を一つの期させて下さい。

市長～これに加入するお考えはまだありません。

5 番～はい、分かりました。以上であります。

4 番～8番の市議員の問い、商工業者の組織についてと、同  
議院をたてましてお考えしたかと聞きます。  
先日の商工会の組合において、商工業者の設置方の調停  
が来たりました。又別に組合においても、その他別派  
の設置については、別派して当該にその旨具申してある  
と聞いておりますが、商工業者の設置を必要とする  
かどうかが、あるとすれば、何年どのよう設置する  
お考えであるか、その点について。

市長～これについて、商工業者を設置する必要はそれの  
必要です。これにつきましては、先例をたてたいとして  
準備をいたしまして、その旨も公報したかと聞  
いてありますが、大体来年のめどにはなるんじゃないかと  
今の所目途は持っております。

4 番～よく分かりました。早目に実施して頂きたく思っております。  
必要を認めている以上早急に一つ案もか  
いいたします。が又ひとつ点だけ、先般商工業者の設置立  
案についての答申がございましたが、その必要を認める  
そして早急設置に設立しなければ、たまたまんだとい  
うお考えのときで、その準備については、商工業者が  
上る日を早急からつて、やられるんだというお考えの

これを分る1つの一端としきして私は市長にお尋ねしておきます。新聞報道によりますと、8月21日に民主党の市町村長選めいが結成されたような記事がありました。そこで市長は、宮野橋市長はこの選めいに加入されておりますか。

市長～これにはしておりません。

5番～今後加入するお考えであるかどうか、その辺を1つ考え方を1つ聞かせて下さい。

市長～これに加入する考えはまだおぼつかっておりません。

5番～はい、分かりました。以上であります。

4番～8番の石田議員の問1、商工業者の言成についてと、関連いたしましてお尋ねしたいと思っております。先の商工会の総会において、商工観光課の設置方の御情が承ておりました。又前に開会においても、その観光課の設置については、採択して当局面にその旨具申してあると承ておりますが、商工観光課の設置する必要性があるかどうか、あるとすれば、何時どのように設置するお考えであるか、その点について。

市長～これについては、商工観光課を設置する必要は考えております。これにつきましては、条例を改正いたしまして機構改革をいたしまして、その時から実施したいと考えておりますが、大体来年度のことになるんじゃないかと今の所目途は持っております。

4番～上も分かりました。早目に促進して頂きたいと思っております。必要性を認めている以上は早速に1つ実現をお願いいたします。尚又あと1点だけ、先程商工信協の設立について御答弁がございましたが、その必要性を認め、そして将来設置成は設立しなければ、ならないんだというお考えのようで、その時期については、商工業者が盛り上げる目を見はからつて、やられるんだというお考えの

通五

ようであるが、<sup>通五</sup>一、二回にわたつて或は調査長  
 時代にもこの商工業者の組織を政府の一端として、商工信  
 託の設立を奨励するんだと仰つて、そして本気で奨励を  
 受けて来りませんか、通五も仰つたつて仰る御では仰り  
 上つて来たことも、ございまして、しかしながら、し  
 かしでも昔天竺に存在する所の金融機関からの色々な問  
 題もございましてそのままだなつて居るような状態であ  
 ります、又通五御に於いて商工信託を設立するんだとい  
 うようなことについては、もつと検討する必要があるかと  
 思つて居ります、通五の御意、コソの信託に於いても、  
 やはり在り銀行よりも、高利で商工業者に融資貸付をし  
 て居ります、今の市中央銀行の利息は高かんだといわ  
 れる御前において商工信託によつて、又高利利息による融  
 資を受けなくちゃいかぬというふうなことも問題があ  
 ると思つて居りますが、通五御に於いて、この商工業  
 者が儲け上げる時期、或は取り上りなれば、そのままだ  
 いいかどうか、それに代るべく今度は市中央銀行と提携し  
 て今比り、商工業の資金融通の面を考慮する必要があるん  
 じやないかと仰います、商工信託を設立してはござい  
 ます、そういうふうな金融融通の面は考慮されなかりか  
 うか、その辺の、もう少し具体的な考案方を説明願ひた  
 りと仰います、

答 一 この御につきましても、なる組織同組合という本質から  
 して、直接上から方法がこれを奨励した所で立派なもの  
 が出来ない訳でございまして、もう御下から取り上げる方が  
 好むつて、これが同組合が出来ると仰る御でございまして、奨  
 励そのものに出来るだけ早目に実施したいということ  
 を言へている御でございしますが、これは市の色んな御と、区  
 界連の御とも関係して居まして、本市の商工業の人数  
 がびん滅に成れば、そついつなことが必然的に解決される  
 んじやないかと仰る御でございしますが、又商工会の御委の御上  
 にも申し上げの御でございしますが、とかく市中、民間独自の  
 問題を解決するごによつて、銀行融資の御がひらかぬ  
 し、又商工業者自身が充分に融資出来る御を作つてさら  
 したいということも申し上げの御でございまして、御前御

ようでございますが、去週2回にわたつて或は前市長の時代にもこの商工業者の存続育成の一環として、商工信協の設立を促進するんだといつて、そして未だに実現を見ておりませんが、過去2回にわたつて審問では盛り上つて来たことも、ございましたが、しかしながしかしながら普天間に存在する所の金融機関からの色々な問題もございましてそのままになつていような状態でありませう。又現段階において商工信協を設立するんだといふようなことについては、もつと検討する必要があるかと存じます。その際、コザの信協においても、現存の都銀、コザの信協においても、やはり市中銀行よりは、高利で商工業者に融資貸付をしておりませう。今の市中銀行の利息さへ高いんだといわれている段階において商工信協によつて、又高い利息による融資を受けなくちやいけないといふようなことにも問題があると思つておりませうが、現段階において、この商工業者が盛り上がる時期、或は盛り上らなければ、そのままではいかどうか、それに代るべく今度は市中銀行と提携してやはり、商工業の資金流通の面を考へる必要があるんじゃないかと思ひますが、商工信協を設立してじやないと、そういったような金融流通の面は考へられないかどうか、その辺の、もう少し具体的な考へ方を説明願ひたいと思ひます。

市長～この件につきましては、なる程協同組合という本質からして、直接上から市長がこれを促進した所で立派なものでは出来な訳でありまして、もち論下から盛り上げる力が無かつて、これが協同組合が出来る訳でありまして、実現そのものは出来るだけ早目に実現したいといふことを考へている訳であります。これは市の色々な産業と、区画整理の産業とも関連いたしまして、本市の商工業の人口がけん実になれば、そういったことが必然的に解決されるんじゃないかと思ひますが、又商工会の総会が郡上にも申し上げた訳であります。とかく市中、民間金融の問題を解決することによつて、銀行融資の道がひらかれるし、又商工業者自体が十分に融資出来る態勢を作つてもらひたいといふことを申し上げた訳であります。現在の所



2～3年前からのこの民間金融機関で相当いたてを受けて、今の所銀行当りからも少なみはなされているような格好な人が多分おるんじゃないかというのを考えまして、その酒工業者が早くその自立出来る態を作るにはどうすればいいかということ、商工業者自体早目にこれを考えて、まい進してもらいたいということ申し上げた訳であります。外の金融銀行からの融資面については、私市長としても出来るだけそういう面に協力を申し上げたいと考えております。

- 1 番～区西整理事業について、もう1度お尋ねします。具体的な説明をお願いします。
- 先程の5番議員の質問の中に、区西整理事業が当地区における懇談会から2ヶ月以内に出来ないという市長の発言がございました。大変重要視しております。この懇談会があつた期日は何時であつたか、2ヶ月以内というものはあと何ヶ月あるか、はつきりして頂きたいと思ひます。

議長～留休いたします。(午後3時25分)

議長～再開いたします。(午後3時33分)

市長～今年の2月13日であります。

- 1 番～それでは重ねてお聞きいたしますが、先程5番議員の質問の中には、完了するまでという言葉がございましたが私はこの地域の住民、或は土地の所有者が最も切望している問題は、自分の土地について、その権利を行使することだというふうに考えておりますが、この完了というものは要するに行政府に対して区西整理事業の認可申請を提出し許可がおりてから、仮用地指定を受けるまでというふうに私は考えますが、市長がいう2ヶ月以内が出来ないという考えはどういう意味のいわゆる解しやくに立つて出来ないのか、その辺についてはつきり具体的に説明して頂きます。



市長～先の御質問につきましては、全部が完了ということはいつさいがいつさいの完了を考えたときであり、全部完了することは出来ないと申し上げた訳であります。けれども、その仮地とか或は道筋を定るとかいつたようなことにつきましては、住民の今までなやんでいることを早く解決するのが、私の考えてありまして、それなりに前市長がいわれた2年以内には仮地の問題とか、或は道路の問題或は地主が色々の事業をすくことについては、差支えないように充分やつていく考えであります。

1番～私が個人的に考えましても、1、2年位は残つておきますし、その期間内には、充分仮地の指定までは出来るというふうに考えておりますので、もし現時点の建設課の職員の総能力でもつて出来ないと考え方が成り立つならば、人員を増強してでも、当該の区區整理事業を早急に促進して頂きたいと、このように考えております。市長も従うべきにして、区區整理事業の促進方について、公約もいたしてありますので、特に第一区區整理事業につきましては、早急に建築の認可を得まして、この問題を1日も早く片付けて、地域住民の不安を一掃して頂きますように御要望申し上げます。

議長～御休憩いたします。(午後3時35分)

議長～再開いたします。(午後3時37分)

議長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもって本日の会務を終結することいたします。  
散会(午後3時38分)